

秋市選管告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,012 人
2	6分の1の数	41,766 人
3	3分の1の数	83,531 人